

令和 8 年度

吉町浄水場太陽光発電設備修繕

仕 様 書

草加市上下水道部

令和 8 年 度	修 繕 仕 様 書		
修 繕 名	吉町浄水場太陽光発電設備修繕		
修 繕 場 所	草加市吉町四丁目 1 0 番 4 5 号 吉町浄水場		
修 繕 期 間	契約締結日から 1 5 0 日間	地区	県南（越谷県土整備）
単価適用年度	令和8年7月01日付 公共	経費適用年月	下水道ポンプ場・処理場 令和07年度
主たる工種	電気設備	施工地域	—
週休 2 日 区 分	完全週休 2 日（土日）補正	—	—
設 計 額	設 計 額	修 繕 価 格	消 費 税 相 当 額
修 繕 大 要	【吉町浄水場】 太陽光発電設備（パワーコンディショナ）の修繕		

本 修 繕 費 内 訳 書							
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	金 額	摘 要
本修繕費							
	電気設備工						
		機器費		式	1		第1号内訳書
		直接修繕費					
			輸送費	式	1		第2号内訳書
			一般労務費	式	1		第3号内訳書
			技術労務費	式	1		第4号内訳書
			小計				(労務費)
			機械経費	式	1		
			小計				(直接経費)
			仮設費	式	1		
			計				直接修繕費
		間接修繕費					
			共通仮設費(率分)	式	1		

草 加 市 上 下 水 道 部

本 修 繕 費 内 訳 書							
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	金 額	摘 要
			共通仮設費 (積み上げ)	式	1		第 5 号内訳書
			小計				(共通仮設費)
			現場管理費	式	1		
			据付(技術者)間接費	式	1		
			据付(機器)間接費	式	1		
			小計				(据付間接費)
			計				間接修繕費
		据付修繕原価					
		設計技術費		式	1		
		計(修繕原価)					
			一般管理費等	式	1		
修繕価格合計							
消費税等相当額				式	1		
本修繕費計							

草 加 市 上 下 水 道 部

輸 送 費 内 訳 書 第 2 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
輸送費		式	1			重量：69kg、積み合わせ 易損品割増：あり
計						

草 加 市 上 下 水 道 部

勞 務 費 内 訳 書 第 4 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技術労務費		式	1			技術労務費 明細書第3号参照
計						

草 加 市 上 下 水 道 部

機 器 費		明			書		第 1 号
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
パワーコンディショナ	9.9kW AC3φ3W 202V 50/60Hz	台	1				
日射計	ISO9060 WMO Second Class 相当	台	1				
気温計	測温抵抗体 Pt100Ω 3線式	台	1				
計測監視装置	AC100V 50/60Hz 壁掛け式	台	1				
計							

草 加 市 上 下 水 道 部

一般労務費 明 細 書 第 2 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電工	据付、撤去	人				完全週休2日（土日）補正
計						

草 加 市 上 下 水 道 部

技術労務費 明 細 書 第 3 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電気通信技術者	据付	人				完全週休2日（土日）補正
電気通信技術者	単体調整	人				完全週休2日（土日）補正
電気通信技術者	組合せ試験	人				完全週休2日（土日）補正
計						

草 加 市 上 下 水 道 部

処 分 費 明 細 書 第 4 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
安定型混合廃棄物	中間処理	m ³	0.15			建設物価・積資資料
収集運搬費	2・3 t ダンプ車 (片道距離概ね25km)	回				建設物価・積資資料
計						

草 加 市 上 下 水 道 部

仕 様 書

1 修 繕 名 吉町浄水場太陽光発電設備修繕

2 修繕場所 草加市吉町四丁目 1 0 番 4 5 号 吉町浄水場

3 修繕期間 契約締結の日から令和 9 年（ 2 0 2 7 年） 2 月 2 6 日まで

4 支払方法 業務完了払

5 修繕内容

吉町浄水場配水ポンプ棟屋上にある太陽光発電設備について、次のとおり修繕を行うこと。

(1) 機器費（後述の機器・材料仕様書を参照）

(2) 直接修繕費

ア パワーコンディショナ撤去、設置（太陽光パネル支柱取付け）

データ計測装置室内壁面設置

イ 配線離線、再接続

ウ 単体調整、運転確認

（単体調整には、データ計測装置のパラメータ設定、通信確認等を含む。）

(3) 建設廃棄物収集・運搬、処分

混合廃棄物

・既設パワーコンディショナ

・既設データ計測装置（薄型デスクトップパソコン、20 インチ L C D モニタ、付属品）

・既設汎用 U P S

・既設日射計

・既設気温計（自然通風シェルタを含む。）

・既設 RS-232C ⇄ RS-485 変換器

なお、廃棄物は法令に基づき適切に処分すること。

6 関連仕様書の適用、準拠規格等

本仕様書に記載のないものについては、各々の最新版を参照すること。

(1) 日本産業規格（ J I S ）

(2) 労働基準法、労働安全衛生法、規則、基準

(3) 電気設備工事監理指針

(4) 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書

(5) 草加市建設工事検査基準、草加市建設工事検査実施要領

(6) その他法令で定めるもの

(7) 製造者の社内基準

7 提出書類

草加市工事等監督規則に記載のある書類等のほか、次に示すものを提出すること。

- (1) 材料検査請求書
- (2) 建設廃棄物処理委託契約書（写し）、産業廃棄物収集運搬処分業許可証（写し）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）（写し。ただし、検査時にD票の原本を持参。）
- (3) 修繕報告書
- (4) 取扱説明書、操作マニュアル
- (5) その他必要な資料

8 その他

- (1) 一般事項等は別紙のとおり。
- (2) 草加市工事等監督規則第9条の整備書類のうち、施工計画書には、今回の修繕に関する具体的な計画を記載するとともに、産業廃棄物の処理方法についても詳細に記載すること。
- (3) 水道を使用する場合は、敷地内にある水道栓を使用すること。
- (4) 浄配水場構内で行う工事等に従事する者は、水道法（昭和32年法律第177号）第21条及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条の定めを遵守し、監督員の指示がある場合は、検査資格を有する機関の発行した健康診断書を提出すること。
- (5) 官公署へ申請する書類の作成、届出を、適切に行うこと。また、その他手続、立ち入り検査等についても適切に対応すること。
- (6) 受注者は、別途発注の関連工事及び委託等と十分な施工の調整を行い着手すること。

9 問合せ先 草加市上下水道部 水道施設課 浄水場係 電話048（924）3807（直通）

機 器 ・ 材 料 仕 様 書

吉町浄水場 パワーコンディショナ・日射計・気温計					
機 器 番 号	E - 1	整 理 番 号	1	数 量	1 台
準 拠 規 格	JIS、JEM、JEC、系統連系規程、電気設備技術基準、 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン				
仕 様	形式：9．9 kWパワーコンディショナ 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）認証取得品であること （低圧系統連系認証用保護装置等（旧：小型分散型発電用系統連系装置）のラベル貼り付け） 【定格出力電圧】 A C 3 φ 3 W 2 0 2 V、定格周波数：5 0 / 6 0 H z 【構造】 外箱材質：ステンレス鋼（塗装色：マンセル5 Y 7 / 1） 遮光板は不要（太陽光パネルの下に設置のため直射日光は当たらない） 防水防塵規格：I P 3 4 程度 電力変換効率：9 3 %以上 外部出力：メーカー標準 系統連系保護機能：既設設備同等 【設置方法】 壁掛け（太陽光パネル下部の支柱に取付け） 【付属品】 ・ 取付け台座 ・ 日射計（付属ケーブル 10m を含む。）仕様は次頁のとおり。 ・ 気温計（付属ケーブル 10m を含む。）仕様は次頁のとおり。 【外部通信】 RS-485（プロトコルはメーカー標準） 【保証期間】 メーカーが定める保証期間とする。（延長保証は不要とする。） 【その他】 ・ 配線は既設を流用する。（接地線を含む。） ・ 電源、信号取り合いはパワコン下部となる。 ※既設設備 太陽光発電用 1 0 k W パワーコンディショナ 新電元工業株式会社 型名：P V S 0 1 0 T 2 0 0 - N F G 最大許容入力電圧：D C 5 4 0 V、定格出力電流：2 8．6 A 定格出力電圧：A C 3 φ 3 W 2 0 2 V、定格周波数：5 0 / 6 0 H z				

仕 様	【日射計】 ※既設型式：FMP3（ISO9060 WMO Second Class 準拠） 株式会社フィールドプロ 【気温計】 ※既設型式：3線式 Pt100Ω 白金測温抵抗体（2mA A級）TPT100ST-L10 自然通風シェルター 4100Y（皿の枚数 10 枚） 株式会社フィールドプロ 【その他】 ①日射計、気温計の設定を行うこと。 ②試運転を実施すること。 ③データ計測装置との通信確認を行うこと。 【関連装置】 ①太陽光パネル（10kW相当） シャープ株式会社 モジュール型式：NA-F128GK 台数：80台、10.2kW ②表示装置（今回残置） モデルコード：TH-15A 株式会社保安サプライ			
主 要 部 材 質	メーカー標準			
付 属 品	標準付属品 1 式			
使 用 条 件	使用目的	太陽光発電用		
	使用条件	常時使用状態	設置場所	■屋外・□屋内
参 考 図	□有（別紙 参考図） ■無			
メーカ ー 指 定	無			
工 場 検 査	□社内 ， □立会 ， □公的機関， ■無し			
制 約 事 項	なし			

機 器 ・ 材 料 仕 様 書

吉町浄水場 計測監視装置					
機 器 番 号	E - 2	整 理 番 号	2	数 量	1 台
準 拠 規 格	JIS、JEM、JEC、系統連系規程、電気設備技術基準、 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、				
仕 様	太陽光発電設備の発電量、トレンド表示、積算発電電力量（日、月、年）、 温度、日射量等を表示、記録（保存）できること 【仕様】 ・壁掛け式 ・モニタ画面計測監視項目（メーカー標準） 各種計測データ表示 発電状況の推移を日、月、年単位で表示可能なこと 計測状況、PCS の状態アラート監視が可能なこと ・計測信号種類：RS-485、Ethernet ・データ保存間隔：1 分 ・データ保存方式：USB メモリ（16GB 相当）等に出力 ・LAN ケーブル等の接続により計測データ等を確認できる機能を有すること。 ・DVI-D ケーブル等の接続により外部ディスプレイに表示できる機能を有すること。 ・電源電圧：AC100V 50/60Hz コンセント（商用電源）で供給する。 ・その他メーカー付属品 ※参考既設設備 株式会社フィールドロジック リッチコンテンツ表示計測システム（フレックス）				
主 要 部 材 質	メーカー標準				
付 属 品	標準付属品 1 式				
使 用 条 件	使用目的	太陽光発電量等計測用			
	使用条件	常時使用状態	設置場所	☐ 屋外・ ☒ 屋内	
参 考 図	☐ 有（別紙 参考図） ☒ 無				
メ ー カ ー 指 定	無				
工 場 検 査	☐ 社内 ， ☐ 立会 ， ☐ 公的機関， ☒ 無し				
制 約 事 項	なし				

(別紙)

1 一般事項

(1) 適用範囲

この仕様書は、草加市が発注する浄配水場施設修繕に適用する。なお、本一般事項に該当しない項目については監督員と協議すること。

(2) 関係法令等の遵守

受注者は、関係法令及び関係官公署の許可条件を遵守し、修繕の円滑な進捗を図らなければならない。

(3) 監督員

この仕様書中の「監督員」とは、草加市修繕請負契約約款第9条第2項に定める権限を有する者をいう。

(4) 疑義の解釈

仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえこれを処理するものとする。

(5) 書類の提出

受注者は、指定の日までに発注者の定める様式による書類を提出しなければならない。

(6) 官公署等に対する手続

修繕に必要な関係官公署等への手続は、あらかじめ監督員と打合せのうえ、受注者の負担で行うものとする。また、その経過について速やかに監督員に報告すること。

(7) 請負代金額の変更

草加市修繕請負契約約款第19条及び第25条で規定する請負代金額の変更協議については、設計図書の訂正又は変更に伴う変更修繕価格に落札率を乗じた額を原則として行うものとする。

(8) 法定外の労災保険の付保

受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(9) その他

ア 修繕仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書及び水道工事標準仕様書（設備工事編）の最新版を参照すること。

イ 適切な足場・保護具等を使用し、安全対策を十分に講じること。

ウ 修繕に関して発生した廃棄物は受注者が適正に処分すること。

エ 修繕に当たっては、草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力するものとする。

オ 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

カ 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

キ 特定建設作業について

受注者は「騒音規制法」、「振動規制法」、「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例」に定められた特定建設作業を実施する場合には、監督員に報告を行い、該当する特定建設作業の開始7日前までに法令及び条例で定められた事項を記載して市長（草加市環境課）に届出を行うこととする。また、その写しを監督員に提出するものとする。

ク 受注者は、修繕の実施に際して人権を尊重するとともに、修繕に関わる者が人権に配慮することができるように努めること。

ケ 受注者は、「埼玉県内工事の一斉休工の取組」や「行楽期、年末・年始期間における道路工事等の抑制」等、国及び県が実施している工事抑制の取組に努めること。

コ 週休2日制モデル工事について

本修繕は、「週休2日制モデル工事（現場閉所型・完全週休2日）」の試行対象である。試行の実施は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月1日）によるものとする。試行要領は、埼玉県企業局ホームページで確認のこと。

埼玉県企業局ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1302/kikyoku-zaimu-nyuusatureiki.html>

2 修繕

(1) 一般事項

受注者は、修繕を完成させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全等の管理を行うこと。

(2) 現場付近の住民に対する説明

受注者は、修繕に先立ち監督員と協議のうえ、現場付近の住民に対し必要に応じて修繕の内容について説明を行い、十分な協力を得られるよう努めなければならない。

(3) 修繕写真

ア 受注者は、修繕前、修繕中、修繕完成後の状況が対照できるように写真を撮影しなければならない。

イ 受注者は、修繕完成後に外部から明視できなくなる箇所の修繕状況、重要な修繕段階、出来形部分及び寸法等が確認できるように写真を撮影するとともにアルバムを整理し、修繕完成後監督員に提出しなければならない。

ウ 提出部数は1部とする。

(4) 特許権等の使用

受注者は修繕に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するとき、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(5) 仮設物

受注者は修繕に必要な材料置場等の仮設物を設ける場合、設置位置概要その他について、監督員と協議し承諾を受けなければならない。

(6) 軽微な変更

本修繕中、構造物、その他の関係で起こる機器の位置変更、配線経路変更等の軽微な変更は、承諾図を提出し、監督員の承諾を得て、受注者の責任において行わなければならない。

3 材 料

(1) 材料の規格

材料は、既設品の規格等に適合した製品を使用しなければならない。

(2) 材料の承諾及び検査

ア 受注者は、使用材料について、原則、承諾願いを提出すること。また、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。

イ 材料検査に際して、受注者はこれらに立ち会わなければならない。立ち会わないときは、受注者は検査に対し異議を申し立てることはできない。

ウ 検査及び試験のため使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。

エ 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷変質したときは新品と取替え、再検査を受けなければならない。

4 試験及び検査

(1) 各種試験は原則として監督員立会いのうえ実施するものとする。

(2) 修繕検査及び試運転は、発注者への納入品以外のものであってはならない。

(3) 修繕完成後は監督員立会いのうえ、総合試験を実施するものとする。

(4) 工場検査を省略された機器材料についても、監督員の指示したものについては、試験成績表を提出するものとする。

(5) 試験に要する費用は全て受注者の負担とする。